

タチバナストックハウス

お取引総合規定集

立花証券

目 次

金融商品の販売等に係る勧誘方針について	1
金融商品販売法に係る重要事項のご説明	1
有価証券の最良執行方針について	3
個人情報保護宣言	4
お客様の個人情報等の利用目的等について	5
反社会的勢力に対する基本方針	5
利益相反管理方針の概要	6
立花証券総合取引約款	
第1章 総合取引	7
第2章 有価証券の保護預り取引	8
第3章 株式等振替決済口座管理約款	10
第4章 振替決済取引	17
第5章 累積投資取引	23
第6章 国内外貨建債券取引	26
第7章 証券総合口座サービスの利用	26
第8章 振込先指定方式の利用	27
第9章 雜 則	27
特定口座に係る上場株式等保管委託約款	28
特定口座に係る上場株式等信用取引約款	30
特定管理口座約款	31
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	32
外国証券取引口座約款	33
受益証券発行信託の受益証券にかかる保護預り約款	38
累積投資受益証券自動換金・買付取扱規定	41
タチバナストックハウス取扱規定	42
書面等の電磁的方法による交付等 (立花エクスプレス) に係る利用規定	45

金融商品の販売等に係る勧誘方針について

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」、「金融商品取引法」、その他関係諸法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

- (1) 当社は、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等を記載した「顧客カード」を備え置き、投資経験、投資目的、資力等を十分把握したうえ、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘に努めております。
- (2) 当社は、お客様の知識、経験及び財産の状況に照らして適當と考えられる商品の内容やリスク等について、適切な説明に努めております。
- (3) 勧誘にあたっては、法令・諸規則を遵守し、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、適切な情報提供に努めております。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、お客様にご迷惑となる時間帯には行わないようにしていますが、万一ご迷惑の場合は、その旨を担当者までお申し付けください。
- (5) 当社は知識技能の修得、研鑽と内部管理体制の強化のために、役職員に対し社内研修を行っております。
- (6) 当社のホームページ上の表示については、監査部門で内容の確認を行い、適切な表示が行われるよう努めています。
- (7) 取扱金融商品の取引時間については、当該商品の取引が行われる取引所等の取引時間に準じます。
- (8) 営業員による勧誘やお客様のお取引等についてお気づきの点がありましたら、監査部までご連絡ください。

(監査部直通電話 : 03-3669-8088)

平成25年6月

以上

金融商品販売法に係る重要事項のご説明

「金融商品の販売等に関する法律」により、金融商品販売業者等は、お客様に金融商品を販売するにあたり、あらかじめ商品毎の重要事項を説明することが義務付けられています。

つきましては、下記の重要事項をよくお読みのうえ、お取引いただきますようお願ひいたします。なお、下記の重要な事項は、一般的なものをお示ししておりますので、リスクその他詳細な説明等につきましては、上場有価証券等書面・契約締結前交付書面、目論見書等を十分にご確認下さいますようお願ひいたします。

株式取引に関する重要事項

株式取引にあたっては、購入対価の他に所定の手数料がかかります。

株式には、以下のリスクがあります。

【価額変動リスク】 株価の変動により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、一般に流動性の低い銘柄や新規公開株式は価格変動リスクが大きくなります。

【信用リスク】 発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【為替リスク】 外貨建て株式の場合には、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

債券取引に関する重要事項

債券取引にあたっては、購入対価がかかりますが、取引手数料はかかりません。ただし、外貨建て債券をお取引される場合、所定の為替手数料がかかります。

債券には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】 金利の上昇等による債券価格の下落等により、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】 発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【為替リスク】 外貨建て債券の場合には、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

転換社債型新株予約権付社債（転換社債）取引に関する重要事項

転換社債取引にあたっては、購入対価の他に所定の取引手数料をお支払いいただく必要があります。また、外貨建て転換社債をお取引される場合、さらに所定の為替手数料がかかります。

転換社債には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】 転換の対象となる株式の価格変動や金利変動の影響等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】 発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【転換請求期間の制限】 株式への転換を請求できる期間には制限がありますのでご留意下さい。

【為替リスク】 外貨建て転換社債の場合には、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

株価指数先物取引に関する重要事項

株価指数先物取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。また、事前に所定の証拠金

を当社に委託していただく必要があります。株価指数先物取引の相場の変動により計算上の損失額が発生したときは、証拠金の追加差入れが必要となります。

株価指数先物取引には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

また、市場価格が予想とは反対の方向に変化した時には、比較的短期間のうちに差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれもあります。

株価指数オプション取引に関する重要事項

- ・ 株価指数オプション取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。
- ・ 買方特有のリスク（期間リスク）：株価指数オプション取引は期限商品であり、買方が期日までに転売又は権利行使を行わない場合には、権利は消滅します。
この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。
- ・ 売方特有のリスク：売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければならず、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されておりません。
売方は、株価指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差入れなければならず、その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、追加証拠金の差入れが必要となります。また、所定の时限までに証拠金を差入れない場合、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部を決済される場合もあり、この場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- ・ 株価指数オプション取引（売建て）においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。また、株価指数オプション取引の相場の変動により計算上の損失額が発生したときは、証拠金の追加差入れが必要となります。

株価指数オプション取引には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

【権利行使期間の制限】オプションを行使できる期間には、制限がありますのでご留意下さい。

投資信託取引に関する重要事項

投資信託取引にあたっては、購入対価のほかに、投資信託の種類に応じて販売手数料がかかるほか（かからない場合もあります）、信託報酬・信託財産留保額等の諸費用が必要になる場合があります。（下記のE T F・R E I Tも同様です。）投資信託には、以下のリスクがあります。

【価額変動リスク】組み入れた株式、債券及び商品等の価格変動に基づいて基準価額が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】組み入れた株式、債券及び商品等の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【為替リスク】外貨建て投資信託は、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【契約解除の制限】クローズド期間がある場合は、クローズド期間中換金することができませんのでご留意下さい。

上場投資信託（E T F）

【価格変動リスク】組み入れた株式などの値動き等により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】組み入れた株式などの発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【為替リスク】外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【カントリーリスク】投資対象国・地域における政治・経済情勢の変動、税制等諸制度の変更、天変地異等による基準価額の変動により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【その他】株価指数等に連動する投資成果を目指し運用しますが、指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組み入れない場合がある等の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

R E I T（上場不動産投資信託（会社型））

R E I T（上場不動産投資信託（会社型））には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】不動産市況の見込みや賃貸料の変動等に基づく基準価額の変動により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【信用リスク】発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

【その他】関連する税法の運用・将来的な変更によっては、当初予定していた経済効果が得られないリスクがあります。また、通常の国内株式、上場出資証券同様の市場で売り買いされる商品であり、それらと同様の投資リスクもありますのでご留意下さい。

E T N（指標連動証券）

E T N（指標連動証券）には、以下のリスクがあります。

【発行体の信用リスク】裏付けとなる資産を保有せず、発行体となる金融機関の信用力を背景として発行される証券であることから、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、E T Nの価格が下落する又は無価値となる可能性があります。

【価格変動リスク】

① 対象指標の変動

E T Nの連動対象である株価指数等は、様々な経済情勢等の影響を受けて価値が下落する可能性がありま

す。これにより、E T Nの価格が下落し、投資元本を割り込む可能性があります。

② 市場価格との乖離

E T Nは、発行体の金融機関が対象指標とE T Nの一証券あたりの償還価額（E T Fの基準価額に相当）が連動するよう保証しており、運用に掛かる手数料分を除き、キャッシングエラーは発生しません。しかし、市場での取引においては、E T Nの市場価格は需給状況によって変動するため、E T Nの一証券あたりの償還価額とE T Nの市場価格の値動きが一致しない場合もあります。

【流動性リスク】 E T Nの取引量や、注文量が少ない場合には、株価指数等の市場実勢から見込まれる価格で売買ができないことがあります。

【その他のリスク】

- ・ 上場対象は、J D R（有価証券信託受益証券）ですが、その信託財産となるE T Nは海外発行される証券であるため、為替の変動により損失を受けることがあります。また、発行国・地域における政治・経済情勢の変動、税制等諸制度の変更、天変地異等による償還価額の変動により、投資元本を割り込み、損失（元本損失）が生じるおそれがあります。
- ・ 取引所が定める上場廃止基準に該当して、上場廃止になることがあります。
- ・ 信託の継続が困難であると信託受託者が判断した場合、信託を終了する可能性があります。

取引所為替証拠金取引に関する重要事項

取引所為替証拠金取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の手数料がかかります。

取引所為替証拠金取引においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。また、外国為替相場の変動により損失が一定額を超えたときは、証拠金の追加差入れが必要となります。なお、当社ではお客様の損失を一定の範囲に抑えるための措置（ロスカットルール）を設けていますが、外国為替相場の急激な変動により、差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

取引所為替証拠金取引には、以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】 外国為替相場の変動により、差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

【信用リスク】 当社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、差入れした証拠金（当初元本）を上回る損失を生じるおそれがあります。

【金利変動リスク】 取引所為替証拠金取引では、スワップポイント（2通貨間の金利差）の受け扱いが日々発生しており、スワップポイントを支払うことにより損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

平成25年6月

有価証券の最良執行方針について

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、E T F（株価指数連動型投資信託受益証券）、R E I T（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る委託注文は次に掲げる執行方法で取扱いますが、P T Sへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

(1) 上場株券等

- ① 受注した委託注文を速やかに国内の金融商品取引所市場に取次ぐ方法
 - ② 売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐ方法
 - ③ お客様の合意のもと自己が直接の取引相手となる方法
- (2) 上記上場株券等①及び②において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
- ① 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。
 - ② 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所市場に取次ぎます。当社が選定した金融商品取引所市場とは、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、株式会社QUICK所定の計算方法により、一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです）に取次ぎます。
 - ③ 期間を指定された注文をお受けしている期間中に、主市場が変更された場合には、原則として当初受注時の市場で執行を継続します。ただし、お客様からのご指示があれば、変更後の市場に取次ぐこととします。
 - ④ 上記①又は②により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。なお、個別銘柄の具体的な市場については、当社の本支店の営業員にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。
- (3) お客様の委託注文については基本的に上記の金融商品取引所市場に取次ぎますが、お客様の個別取引に係る固有のニーズを勘案した結果、金融商品取引所市場での執行以外の方法による執行の方が合理性が高いと考えられ

る場合には、お客様の合意のもと、当該方法による執行を選択することがあります。

(4) 取扱有価証券（グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

(2) 取扱有価証券

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄については、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズを速やかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、お取引の時間帯の希望等）があった取引・当該ご指示いただいた執行方法又は当社とお客様が合意した範囲内の執行方法
 - ② 投資一任契約等に基づく執行・当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法
 - ③ 株式ミニ投資等取引約款等において執行方法を特定している取引・当該執行方法
 - ④ 端株及び単元未満株取引・端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者等に取次ぐ方法
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

平成25年6月

以上

個人情報保護宣言

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。

1. 関係法令等の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

2. 利用目的

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。なお、別紙の当社における個人情報等の利用目的は、当社の本支店に提示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。

4. 繙続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。

5. 開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参ります。なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

6. ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。

ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本支店又は次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-14

立花証券株式会社 監査部宛 電話番号： 03-3669-3111（代表） 受付時間： 午前9時～午後5時

7. 認定個人情報保護団体

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会の協会員です。各協会の個人情報相談室及び個人情報苦情相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室 電話（03-3667-8427）（<http://www.jsda.or.jp/>）

一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室 電話（03-5280-0881）（<http://www.ffa.j.or.jp/>）

なお、個人情報等の主な取得元及び、外部委託している主な業務について、ホームページにて載せております。

平成28年1月

以上

お客様の個人情報等の利用目的等について

当社は、お客様の個人情報について、次の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲において取扱いいたします。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱いいたします。

また、当社が取得する個人情報の取得手段は、音声の録音、画像の録画、電子メールの受信等も含みます。

なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

1. 事業内容

- (1) 金融商品取引業務および金融商品取引業務に付随する業務
- (2) 法律により金融商品取引業者が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他、金融商品取引業者が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務（今後、取扱いが認められる業務を含む）

2. 利用目的

- (1) 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (2) 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- (3) お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- (4) お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- (5) お客様との取引に関する事務を行うため
- (6) お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため、必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託するため
- (7) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (8) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (9) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (10) 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

3. 個人データの開示の要求について

個人データ開示のご請求については、個人情報の適正な取扱いを確保するために、直接担当営業員（ストックハウスはコールセンター）へお問い合わせ下さい。手続き等詳細につきましてご説明いたします。

平成28年1月

以上

反社会的勢力に対する基本方針

立花証券株式会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

平成25年6月

以上

利益相反管理方針の概要

立花証券株式会社（以下「当社」といいます）は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3 第1項第3号の規定に従い、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「利益相反取引」といいます）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために利益相反取引を管理する体制を利益相反管理方針として策定いたしました。

当社は、法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反取引

利益相反取引とは、金融商品取引法第36条第2項に定める当社が行う取引に伴い、お客様の得られる利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反取引の特定・類型化

当社は、利益相反取引をあらかじめ、以下のとおり特定・類型化します。

- ① 当社等がお客様の関係を通じて入手した情報を利用した取引
- ② 利害が対立している取引
- ③ 同一の対象に対して競合する取引

3. 利益相反の管理方法

当社は、以下に掲げる方法を適宜選択、又は組み合わせることにより、利益相反を管理いたします。

- ① 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- ② お客様の利益相反取引の条件または方法の変更
- ③ お客様の利益相反取引の中止
- ④ 利益相反の状況についてのお客様への開示
- ⑤ その他

4. 利益相反の管理体制

当社は、利益相反管理態勢の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理部署を設置いたします。

なお、当社の利益相反管理統括者は、内部管理統括責任者とし、利益相反管理部署は、監査部といたします。

利益相反管理部署は、利益相反管理に必要な情報を集約するとともに、利益相反取引を特定し、利益相反管理を的確に実施いたします。

また、利益相反管理の有効性を適切に検証し、改善してまいります。

5. 利益相反の管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、以下のとおりです。

立花証券株式会社

立花証券（香港）有限公司

平成25年6月

以上

立花証券総合取引約款

第1章 総合取引

第1条 約款の趣旨

この約款は、有価証券の保護預り取引、振替決済取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引又はそれらを組合わせた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と立花証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 総合取引の利用

- 1 お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。
 - (1) 第2章に定める有価証券（外国証券を除く。）の保護預り取引
 - (2) 第3章に定める株式等振替決済口座管理約款
 - (3) 第4章に定める振替決済取引
 - (4) 第5章に定める累積投資取引
 - (5) 第6章に定める国内外貨建債券取引
 - (6) 第7章第125条に定める自動運用買付・換金取引
 - (7) 有価証券、その他当社において取扱う金融商品、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金のうち当社において支払われるものを第5章に定める累積投資口座（以下「累投口」という。）へ入金する取引
- 2 お客様は、前項第7号の取引については、次の各号に掲げる取引方法によりご利用いただけます。
 - (1) 有価証券、その他当社において取扱う金融商品、証書、権利又は商品から発生する果実のうち、当社において円貨で支払われるものを中期国債ファンド累投口、ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）（以下この約款において「ダイワMMF」といいます。）累投口へ入金する方法
 - (2) 外国証券（外国株券及びクローズドエンド型の外国投資証券等その他一部の商品を除きます。）その他当社において取扱う金融商品、証書、権利又は商品から発生する果実、償還金のうち、当社において外国通貨で支払われるものを累投口へ同一外国通貨をもって入金する方法、ただし、当該入金の取扱いは、累投口で取扱う外国通貨に限ります。

第3条 申込方法等

- 1 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入され、ご署名・ご押印（お届出印によります。）のうえ、所定の書類を添付し、これを当社の本支店又は営業所に提出することによって総合取引を申込むものとし、当社が承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から総合取引を開始することができます。ただし、申込みは本邦居住者のお客様に限らせていただきます。また当社が認める場合を除いて、口座開設はお一人様一口座に限らせていただきます。
- 2 当社は、前項の申込みについて「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い本人確認を行うものとします。
- 3 お客様が、第1項の申込みをされる場合には、原則として次の申込みを同時にさせていただきます。
 - (1) 第7章に定める証券総合口座サービスの利用
 - (2) 第8章に定める振込先指定方式の利用

第4条 共通番号の届出

お客様は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条の2 届出事項

お客様は、前条の申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

第5条 報告及び連絡事項

- 1 当社はお客様からご注文いただいた有価証券などの売買等の取引が成立した場合、金融商品取引法の定めにより、速やかに「取引報告書」を交付いたします。
- 2 当社は四半期（3ヶ月）に1回以上、期間内のお取引内容とお取引後の残高が記載された「取引残高報告書」をお客様に交付いたします。
ただし、お客様が信用取引等を行わない場合で、かつ有価証券等及び金銭に移動が生じていない場合には、1年に1回以上交付いたします。
- 3 前項の定めにかかわらず、信用取引等を行っているお客様には、毎月最終の営業日を基準日として取引残高報告書又は照合通知書を交付いたします。
- 4 タチバナストックハウスをご利用の場合、第1項から第3項に掲げる報告書類については、原則として、「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定められている電磁的方法により交付いたします。
- 5 取引残高報告書を交付した後、2週間以内にご連絡がない場合には、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきます。取引残高報告書を受領された場合には、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高のご確認をいただく回答書（兼担保同意書）を同封させていただいた場合には、当該回答書（兼担保同意書）にご署名・ご押印（お届出印によります。）のうえ、必ずご返送ください。
- 6 第1項から第5項の取引報告書、取引残高報告書及び照合通知書の内容にご不明の点があるときには、速やかにお取引部店の責任者又は監査部にご連絡ください。

第6条 既存取引等の継続

お客様が総合取引を開始される際、すでに当社で利用されている第2条、第3条第3項に掲げる取引及び取扱いは、継続してこの約款に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。なお、第2条第2項の累投口への入金の方法を申込書により指定された場合には、第2条第1項第6号の定めにかかわらず、優先してその取扱いとなります。

第2章 有価証券の保護預り取引

第7条 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との間の有価証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

第8条 取引の申込み

お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法により、当社との間に有価証券等の保護預りに関する契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結します。

第9条 保護預り証券

1 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、本章及び別に定める受益証券発行信託の受益証券の保護預かりに関する約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2 当社は、前項によるほか、お預りした有価証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところにより、本章の規定に従ってお預りします。

3 本章の規定に従ってお預りした証券を「保護預り証券」といいます。

第10条 保護預り証券の保管方法及び保管場所

当社は、保護預り証券については、金商法第43の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

(1) 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。なお、当社における保護預り証券の保管等は、別途外部に委託することがあります。

(2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混載して保管します。

(3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混載して保管することができます。

(4) なお、前号による保管は大券をもって行うことがあります。

第11条 混載保管等に関する同意事項

1 前条の規定により混載して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

(1) お預りした有価証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

(2) 新たに有価証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第12条 混載保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い

第10条第3号の規定により混載して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第13条 保護預り証券の口座処理

1 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る有価証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。

この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券を預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

第14条 担保に係る処理

お客様の保護預り証券に係る担保の設定は、当社が認めた場合のみこれを行うことができるものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第15条 お客様への報告・連絡事項

1 当社は、保護預り証券について、次の事項をお知らせします。

(1) 名義書換又は提供を要する場合には、その期日

(2) 混載保管中の債券について第12条の定めにより決定された償還額

(3) 最終償還期限

(4) 残高照合のためのお預り残高

2 前項第4号のご報告は、1年に1回以上取引残高報告書をもって行います。ただし、お客様が当社と有価証券等のお取引をされた場合には、原則として四半期（3ヶ月）毎に、当期間中のお取引内容とお取引された後の残高が記載された取引残高報告書をもって行います。

3 前項の取引残高報告書の内容にご不審の点があるときには、速やかにお取引部店の責任者又は監査部にご連絡ください。

第16条 名義書換等の手続きの代行等

1 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2 前項の場合には、所定の手続料をいただきます。

第17条 債還金等の代理受領

保護預り証券の債還金（混載保管中の債券について第12条の定めにより決定された債還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの債還金又は利金の支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定期より遅延することがあります。

第18条 領収書の交付

当社の本支店において、金銭を受入れた場合並びにお手持ちの有価証券を保護預りとしてお預りしたときは、ご希望された場合のみ、当社所定の「領収書」を交付します。

第19条 預り証

1 当社が有価証券等をお預りした際に、お客様から特段のお申出のあった場合を除き、当該有価証券等にかかる預り証は発行いたしません。

2 預り証の回収

第15条第2項及び第3項による取引残高報告書を受領されたお客様は、当社がお客様に発行した預り証を回収させていただきます。

3 預り証を紛失、もしくは毀損された場合には、次の手続きをおとりください。

(1) 預り証を紛失された場合は、直ちにその旨をお申出のうえ、当社所定の「届出書」「念書」その他の書面に所定の事項を記載し、お届出印を押印のうえご提出ください。

(2) 預り証を毀損された場合は、毀損した「預り証」をご提出のうえ、前項と同様の手続きをしてください。

第20条 保護預り証券等の返還

保護預り証券又は金銭の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

第21条 保護預り証券の返還に準ずる取扱い

当社は、次の場合には前条の手続きを待たずに保護預り証券の返還のご請求があつたものとして取扱います。

(1) 保護預り証券を売却される場合

(2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があつた場合

(3) 当社が第17条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第22条 料 金

1 当社は、本章の保護預りについて所定の料金を申受けことがあります。

2 当社は、前項の所定の料金を申受ける場合、保護預り口座を設定した時及び保護預り口座設定後1年（特に申出があつたときは3年）を経過するごとに当社が別途定める手数料体系に基づき所定の料金をいただきます。ただし、保護預り口座設定時からの1年又は3年の期間の計算は、保護預り口座を設定した月の翌月から起算します。

3 当社は、お客様の口座に売却代金等の預り金があるときは、これを前各項による料金に充当いたします。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

4 第2項の料金の計算期間の中途中で契約を解除された場合は料金はお返しません。ただし、次の場合には、それぞれに定める金額をお返しします。

(1) 第134条第2号から第8号の定めにより第2項の料金の計算期間の中途中で契約を解除する場合は、第2項の料金から保護預り口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額

(2) 第2項の定めにより3年を計算期間とする料金（割引料金）をお支払いになった場合において、その計算期間の中途中で契約を解除されたときは、お支払いになった料金から保護預り口座を設定していた期間（契約を解除した月を含め、1年未満は1年に切上げて年数で計算します。）に相当する額（割引料金で計算します。）を控除した金額

第23条 振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に關しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、この約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第24条 特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(1) 社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機関への申請

(2) その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するためには、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）

(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

(5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、本章の規定によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款等の規定により管理すること

第25条 特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行なわれたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(1) 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと

(2) 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等を行うことを委任すること

(3) 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと

(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

(5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、本章の規定によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款等の規定により管理すること

第26条 振替法の施行に伴う手続き等に関する同意

当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管

及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第16号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替法の施行日（平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。）の1か月前の日から施行日の前日までの間、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。
- (2) 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと。
- (3) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
- (4) 施行日の1か月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。
- (5) 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること。
- (6) 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。
- (7) お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。
- (8) 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。
- (9) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
 - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
 - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
- ニ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと。
- ホ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
- (10) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限ります。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。
- (11) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。
- (12) 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと。
- (13) 施行日前において、保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること。
- (14) 施行日前において、お客様へ保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること。
- (15) 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。
- (16) 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること。

第3章 株式等振替決済口座管理約款

第27条 この約款の趣旨

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第28条 振替決済口座

- 1 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。ただし、当社が取次ぎを行う投資信託については取次先金融商品取引業者が口座管理機関として振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第29条 振替決済口座の開設

- 1 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 2 当社は、お客様から「総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第29条 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第30条 契約期間等

- 1 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第31条 当社への届出事項

- 1 「総合取引申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。
- 2 お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届けいただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第32条 加入者情報の取扱いに関する同意

当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機関の定めるところにより取り扱い、機関に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第32条の2 加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意

当社が前条に基づき機関に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機関を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第33条 共通番号情報の取扱いに関する同意

当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機関の定めるところにより取り扱い、機関、機関を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第34条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出

- 1 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知（以下第52条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第35条 発行者に対する振替決済口座の所在の通知

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機関に通知したときは、機関がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第36条 振替制度で指定されていない文字の取扱い

お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第37条 振替の申請

- 1 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機関が定めるもの
 - (3) 機関の定める振替制限日を振替日とするもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - (4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - (5) 振替先口座
 - (6) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (7) 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数

量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等

(8) 振替を行う日

- 3 前項第1号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあっては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。
- 6 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第38条 他の口座管理機関への振替

- 1 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第39条 担保の設定

お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

第40条 登録質権者となるべき旨のお申出

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

第41条 担保株式等の取扱い

- 1 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。
- 2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第42条 担保設定者となるべき旨のお申出

- 1 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
- 2 お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第43条 信託の受託者である場合の取扱い

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

第44条 振替先口座等の照会

- 1 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- 2 お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- 3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

第45条 振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い

- 1 お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。
- 2 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第46条 振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い

お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があつたものとみなします。

第47条 振替株式等の発行者である場合の取扱い

お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第48条 個別株主通知の取扱い

お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

第49条 単元未満株式の買取請求等

- 1 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- 3 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 4 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- 5 お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 6 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第50条 会社の組織再編等に係る手続き

- 1 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。
- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。
- 3 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- 4 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行ないます。
- 5 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- 6 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行なわれた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。
- 7 振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることは出来ません。

第51条 配当金等に関する取扱い

- 1 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- 2 お客様は、当社を経由して機構に登録した前項の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - (1) お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
 - (2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
 - (3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
 - (4) お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
 - (5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して

- 支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。
- (6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと。
- イ 機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
 - ロ 機構加入者
- ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- 4 登録配当金等受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。
- 5 振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める規定により管理することがあります。
- (1) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。
- 6 振替受益権の信託財産の配当等の処理
- 振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。
- 7 振替受益権の信託財産に係る議決権の行使
- 振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。
- 8 振替受益権に係る議決権の行使等
- 振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。
- 9 振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等
- 振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。
- 10 振替受益権の証明書の請求等
- お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。
- (1) お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。
- 第52条 総株主等の通知等に係る処理**
- 1 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。
- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受益者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。
- 第53条 お客様への連絡事項**
- 1 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。
- (1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
 - (2) 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお取引部店の責任者又は監査部に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第54条 振替新株予約権の行使請求等

1 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

2 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

3 前2項の発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

4 お客様は、第1項又は第2項に基づき、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

5 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。

6 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。

7 お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

8 前7項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第55条 振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い

1 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第56条 振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求

1 お客様（振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。）は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。

2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

3 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第57条 振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求

1 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

3 第1項の場合は、所定の料金をいただきます。

第58条 届出事項の変更手続き

1 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第59条 機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意

機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつ

き、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第60条 口座管理料

- 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

第61条 当社の連帯保証義務

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債券に係る債務の支払いをする義務
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第62条 複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- (1) 銘柄名称
- (2) 当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）
- (3) 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

第63条 機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

- 当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第64条 解約等

- 第134条の規定は、本章においてこれを準用します。この契約が解約された場合、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第30条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
- 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
 - (1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
 - (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき
 - (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合
- 前2項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 当社は、前項の不足額を引取りの日に第60条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第60条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

第65条 解約時の取扱い

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第66条 緊急措置

法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をできるものとします。

第67条 免責事項

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第58条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第45条及び第51条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第66条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第68条 振替法の施行に向けた手続き等に関する同意

- 1 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - (1) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
 - (2) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからへに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
 - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機関への申請
 - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
 - (3) 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機関に対し、機関の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
 - (4) 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機関が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
 - (5) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
 - (6) 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- 2 機構が名義書換の請求を行った機関名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であつて、機関の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機関との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機関に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。
- 3 当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。
- 4 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。
- 5 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意（特例上場投資信託受益権に関する規定）
お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - (1) 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
 - (3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
 - (4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
 - (5) 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと。
 - (6) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
- 6 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意（特例受益権に関する規定）
「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - (1) 振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
 - (3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
 - (4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
 - (5) 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと。
 - (6) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。

第69条 この約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第70条 個人情報の取扱い

お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがあります。この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

第4章 振替決済取引

第71条 本章の趣旨

本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振決国債」といいます。）、一般債及び短期社債等（以下合わせて「振決一般債等」といいま

す。)、並びに投資信託受益権(振替上場投資信託受益権を含み、以下「振替投信」といいます。)に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするための取決めです。また、振決一般債等及び振替投信の範囲については、機構の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。

第72条 振替決済口座

- 1 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振決国債に係るお客様の振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 振決一般債等に係るお客様の振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決一般債等の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振決一般債等の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。
- 4 振替投信に係るお客様の振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替投信の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替投信の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。
- 5 当社は、お客様が振決国債、振決一般債等及び振替投信についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第73条 振替決済口座の開設

- 1 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、第1章に定める方法により、お申込みいただきます。
- 2 当社は、お客様から前項による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、本章の規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び日本銀行の国債振替決済業務規程並びに機構の株式等の振替に関する業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、ご同意頂いたものとして取扱います。

第73条の2 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第74条 加入者情報の取扱いに関する同意

当社は、原則として、振替決済口座に振替投信に係る記載又は記録が行われた場合には、お客様の加入者情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、当社が機構に対して通知する等、振替投信の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第75条 加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意

当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第76条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出

- 1 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替投信については、受益者登録のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第77条 振替制度で指定されていない文字の取扱い

お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換を行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第78条 振替の申請

- 1 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振決国債及び振決一般債等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行又は機構が定めるもの。
 - (3) 振決一般債等の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの。
 - (4) 振決一般債等の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの。
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - (1) 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振決国債又は振決一般債等の銘柄及び金額
 - (2) お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分等
 - (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - (4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分等
 - (5) 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、振決国債については最低額面金額の整数倍、振決一般債等については各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に振決一般債等の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに振決一般債等の振替の申請があつたものとして取扱います。

- 6 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替投信について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
- (1) 差押えを受けたものの他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの。
 - (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行なうもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (5) 振替投信の償還日翌営業日において振替を行なうもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (6) 上場投資信託受益権を除き、販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ③ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日
 - ⑥ 償還日翌営業日
 - (7) 機構の定める振替制限日を振替日とするもの。
 - (8) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けないもの。
- 7 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
- (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替投信の銘柄及び口数
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投信についての受益者の氏名又は名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該受益者ごとの口数
 - (4) 特別受益者（加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替上場投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替上場投資信託受益権に係る他の加入者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該特別受益者ごとの口数
 - (5) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - (6) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (7) 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替口数のうち受益者ごとの口数並びに当該受益者の氏名又は名称及び住所
 - (8) 振替を行う日
- 8 前項第1号の口数は、振替上場投資信託受益権1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 9 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第7項第5号の提示は必要ありません。また、同第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 10 当社に振替投信の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたぎに振替投信の振替の申請があったものとして取扱います。
- 11 第7項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、同項第1号の振替上場投資信託受益権を同項第6号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替上場投資信託受益権の受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項について当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。
- 第79条 他の口座管理機関への振替**
- 1 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債、振込一般債等及び振替投信を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。
 - 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。
- 第80条 受益者登録の請求等に係る処理**
- 1 当社は、振替上場投資信託受益権について、機構に対し、機構が定めるところにより、信託の計算期間終了日における受益者の氏名又は名称、住所、受益者の口座、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を報告します。
 - 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、受益者登録の対象銘柄である振替上場投資信託受益権の発行者に対し、受益者の氏名又は名称、住所、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、受益者として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から受益者として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る受益者の報告によって報告された口数を合算した口数によって、登録を行います。
 - 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知受益者に係る事項について、信託の計算期間終了日以降において変

更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

第81条 分離適格振決国債に係る元利分離申請

- 1 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振決国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。

- 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

(1) 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額

(2) お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別

- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第82条 分離元本振決国債等の元利統合申請

- 1 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振決国債及び分離利息振決国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。

- 2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

(1) 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額

(2) お客様の振替決済口座において増額の記載又は記録がされるべき種別

- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第83条 抹消申請の委任

- 1 振替決済口座に記載又は記録されている振決国債について、償還（分離利息振決国債にあっては、利子の支払）が行われる場合には、当該振決国債について、お客様から当社に対し社振法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとして、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

- 2 振替決済口座に記載又は記録されている振決一般債等について、償還、繰上償還又は定期償還が行われる場合には、当該振決一般債等について、お客様から当社に対し社振法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

- 3 振替決済口座に記載又は記録されている振替投信について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該振替投信について、お客様から当社に対し社振法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第84条 担保の設定

お客様の振決国債、振決一般債等及び振替投信について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、振決国債は、日本銀行が定めるところに従い、又、振決一般債等、振替投信の場合は、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第85条 担保振替上場投資信託受益権の取扱い

- 1 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別受益者の申出をすることができます。

- 2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保振替上場投資信託受益権の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替上場投資信託受益権の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

- 3 お客様は、担保振替上場投資信託受益権の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保振替上場投資信託受益権についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替上場投資信託受益権の口数についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保振替上場投資信託受益権の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第86条 担保設定者となるべき旨のお申出

- 1 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替上場投資信託受益権について、当社に対し、振替上場投資信託受益権の質権設定者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

- 2 お客様が特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第87条 信託の受託者である場合の取扱い

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替上場投資信託受益権について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

第88条 振替先口座等の照会

- 1 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

- 2 お客様が振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

- 3 お客様が当社に対する振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

第89条 分配金に関する取扱い

- 1 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいま

す。)への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する分配金を受領する預金口座等の指定(以下「分配金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

2 お客様は、当社を経由して機構に登録した前項の金融機関預金口座(以下「登録分配金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の分配金を受領する方法(以下「登録分配金受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して分配金の支払いを行うことにより、お客様が分配金を受領する方式(以下「受益権口数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の分配金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客様が前項の受益権口数比例配分方式の利用を内容とする分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) お客様の振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

(4) お客様に代理して分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が分配金を受領するためには指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの分配金の受領割合等については、発行者による分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5) 発行者が、お客様の受領すべき分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する分配金支払債務が消滅すること。

(6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、受益権口数比例配分方式を利用することはできること。

イ 機構に対して受益権口数比例配分方式に基づく加入者の分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ 機構加入者

4 登録分配金受領口座方式又は受益権口数比例配分方式を現に利用しているお客様は、分配金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第90条 お客様への連絡事項

1 当社は、振決国債、振決一般債等及び振替投信について、次の事項をお客様にお知らせします。

(1) 最終償還期限(償還期限がある場合に限ります。)

(2) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

2 前項の残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますので、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお取引部店の責任者又は監査部にご連絡ください。

3 当社が届出のあった氏名、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第91条 振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求

1 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第277条に規定する書面をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供をすることを請求することができます。

2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

3 第1項の場合は、所定の料金をいただきます。

第92条 元利金の代理受領等

1 振替決済口座に記載されている振決国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

2 振替決済口座に記載又は記録されている振決一般債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)及び利金を取扱うもの(以下、「機構関与銘柄」といいます。)の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振決国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の利子の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

4 当社は、第2項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振決一般債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第93条 償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等

- 振替決済口座に記載又は記録されている振替投信（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該振替投信の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替投信（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第94条 機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意

機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第95条 口座管理料

- 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当します。また、料金のお支払いがないときは、振決国債の元金又は利子の支払、振決一般債等の償還金又は利金の支払、及び振替投信の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第96条 当社の連帯保証義務

日本銀行又は機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 振決国債（分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
- 分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振決国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務
- 振決一般債等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた振決一般債等の超過分（振決一般債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払いをする義務
- 振替投信の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替投信の超過分（振替投信を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- その他、日本銀行又は機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第97条 振決一般債等の同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振決一般債等の金額についてこれらの顧客口に記載又は記録がなされるときで、かつ、同一銘柄についてこれらの顧客口に記載又は記録がなされる場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- 当該銘柄
- 当該銘柄についてのお客様の権利の金額を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）
- 前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の金額

第98条 振替投信について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替投信の口数についてこれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- 銘柄名称
- 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）
- 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数

第99条 機構において取扱う振決一般債等及び振替投信の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

- 当社は、機構において取扱う振決一般債等及び振替投信のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 当社は、当社における振決一般債等及び振替投信の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第100条 振替決済口座の解約等

- 第134条の規定は、本章においてこれを準用します。この契約が解約された場合、直ちに当社所定の手続きをと

り、振決国債、振決一般債等及び振替投信を他の口座管理機関へお振替ください。

なお、振替投信については、第79条に定める振替を行えない場合、当該振替投信を解約し、現金によりお返しすることができます。

2 前項による振決国債、振決一般債等及び振替投信の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額を申受けることがあります。この場合、第95条第2項に基づく返戻金又は解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いいただきます。

3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第95条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第95条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

第 101 条 緊急措置

法令の定めるところにより振決国債、振決一般債等及び振替投信の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第 102 条 機構非開与銘柄の振替の申請

お客様の口座に記載又は記録されている機構非開与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申出ください。

第 103 条 社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

1 社振法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(1) 社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

(2) その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等

(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

(5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

2 社振法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(1) 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

(2) その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）

(3) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

(4) 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

(5) 機構が必要と認める日において、第1号に掲げる申請を受け付けないこと

(6) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

第 5 章 累積投資取引

第 104 条 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との間の有価証券の累積投資取引に関する取決めです。

第 105 条 取引の申込み

1 お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法により、当社との間に累積投資（財形貯蓄、株式累積投資、ミリオンを除く。）に関する契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結します。

2 お客様は、買付けを希望する有価証券の種類に応じた累積投資口座（以下「累投口」といいます。）ごとに契約の申込みを行うものといたします。ただし、前項の方法により申込みが行われ、契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって当該累投口の契約の申込みが行われたものとします。

第 106 条 取得の申込み及び金銭の払込み

1 お客様は、有価証券の買付けに充てるため、随時その代金（以下本章において「払込金」といいます。）をその累投口に払込み、取得の申込みを行うことができます。なお、一部の累投口には、第111条に係る返還金の他の累投口への払込み（以下「乗換え」といいます。）ができ、その内、乗換えに係る払込みに限る累投口もあります。

2 ダイワ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）（以下この約款において「ダイワ MRF」といいます。）、ダイワ MMF、中期国債ファンド、フリー・ファイナンシャル・ファンド、割引債、公社債投信については、お客様は1回の払込みにつき次の各号に定める金額以上の払込金をその口座に払込むことができます。ただし、当社が別途定める払込方法については、次の各号以外の払込単位とさせていただきます。

(1) ダイワ MRF 1 円

(2) ダイワ MMF 1 円

(3) 中期国債ファンド 1 円

(4) フリー・ファイナンシャル・ファンド 1,000 万円以上（1万円単位）

3 投資信託受益証券の払込金については、別途定める目論見書の記載に従い取得の申込みを行うことができます。

第 107 条 取得方法、時期及び価額

1 当社は、お客様から有価証券の取得の申込みがあった場合には、投資信託受益証券の場合は目論見書記載の基準及び方法に従い、遅滞なく当該有価証券をお客様に代わって取得します。ただし、目論見書において申込不可日と

されている日には、取得の申込みができません。

2 前項による取得価額は、投資信託受益証券の場合は目論見書に定める価額とし、所定の手数料等を加えた額とします。

3 ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンド、フリー・ファイナンシャル・ファンドについては、次の各号の定めに従い取得を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合には、その記載に従い取得を行います。

(1) ダイワMRF、ダイワMMFについては、お客様から取得の申込みがあった営業日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、お取扱部店内で確認され、所定の時刻までに事務処理を完了したことをいうものとします。

ただし、タチバナストックハウスにおける取得日は、以下記載のとおりといたします。

- ① ダイワMRF：お客様からの払込金の受入れを当社が確認できた日の翌営業日
- ② ダイワMMF：お客様からの取得の申込みがあった日の翌営業日（ただし、申込のあった日が営業日以外の日、または営業日の16時30分以降の場合には、申込があった日の翌々営業日）

(2) 中期国債ファンドについてはお客様から取得の申込みがあった日の翌営業日にお客様に代わって取得します。ただし、タチバナストックハウスにおける取得日は、申込のあった日が営業日以外の日、または営業日の16時30分以降の場合には、申込があった日の翌々営業日といたします。

(3) フリー・ファイナンシャル・ファンドについては、お客様から取得の申込みがあった日（営業日）の翌営業日にお客様に代わって取得します。

(4) 前各号の取得価額は、取得日の前日の基準価額とします。

(5) ダイワMRF、ダイワMMFについて申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合及び、中期国債ファンド、フリー・ファイナンシャル・ファンドについて取得の申込みがあった場合、申込日の翌営業日の前日の基準価格が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前各号の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降最初に取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日にお客様に代わって取得します。

4 取得された有価証券の所有権及びその果実又は元本に対する請求権は、当該取得のあった日からお客様に帰属するものとします。

第108条 有価証券の保管

1 この契約によって取得された有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混載して保管します。

2 お客様は、その指定する有価証券と同一種類の有価証券に限り、この契約以外によって取得したものと、この契約に基づく有価証券として、当社に寄託することができます。

3 当社は、この契約による有価証券については、その保管に際し、これを大券に取りまとめて行うことがあります。

4 当社は、この契約による有価証券については、その保管に際し、当社で保管することに代えて、当社名義で証券金融会社、銀行又は信託銀行に再寄託することができます。

5 当社は、投資信託受益権の振替決済取引に係る受益権については、機構の振替口座簿等への記載又は記録により管理します。

6 前各項の定めにより混載して保管する有価証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) 寄託された有価証券と同銘柄の有価証券に対し、寄託された有価証券の額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- (2) 新たに有価証券を寄託するとき又は寄託された有価証券を返還するときは、その有価証券の寄託又は返還については、同銘柄の有価証券を寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

7 当社は、当該保管に係る有価証券の保管料を申受けることがあります。

第109条 混載保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い

第12条の規定は、本章においてこれを準用します。

第110条 果実等の再投資

1 累積投資に係る有価証券の利金又は収益分配金及び償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該累投口に繰入れてお預りし、その全額をもって、第107条に準じて同一種類の有価証券を買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

2 ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンド、フリー・ファイナンシャル・ファンドについては、次の定めに従い果実等の再投資を行います。

ただし、各ファンドの目論見書に別途定める記載がある場合には、その記載に従い取得を行います。

ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンド、フリー・ファイナンシャル・ファンドについては、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの収益分配金を当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該累投口に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で取得します。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、最終営業日以降、最初に取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、お客様に代わって当社が収益分配金を受領のうえ、これを当該累投口に繰入れ、その全額をもって取得します。

第111条 有価証券又は金銭の返還

1 当社は、この契約に基づく有価証券又は金銭については、お客様からその返還をご請求されたときに返還します。ただし、目論見書において申込不可日とされている日には、返還の請求ができません。

2 前項の請求は、当社所定の手続きによってこれを行いうるものとし、お取扱部店においてお客様に返還します。ただし、返還は、投資信託受益証券の場合は目論見書に記載された価額により各有価証券を換金し、所定の手数料等及び所定の信託財産留保額を差引いた金銭を引渡すことにより、これに代えるものとします。

3 ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンド、フリー・ファイナンシャル・ファンドについては、次の各号の定

めに従い有価証券又は金銭の返還を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合には、その記載に従い有価証券又は金銭の返還を行います。

- (1) ダイワ MRF については、お客様から返還の請求を営業日の正午以前に受入れ申込日の受取をお申出されたときは当目を、正午を過ぎて受入れたとき又は正午以前に受入れ翌営業日の受取をお申出されたときは翌営業日をお支払日（以下本章において「受渡日」といいます。）として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。
- (2) タチバナストックハウスでは、お客様からダイワ MRF の返還請求のお申出があったときは返還請求日の翌営業日を支払日（以下「受渡日」といいます。）として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還いたします。なお、返還の請求が当社指定の時刻以降又は営業日以外の日にあったときは、当該請求のあった日の翌営業日を返還請求日とします。
- (3) ダイワ MMF 、中期国債ファンド、フリー・ファイナンシャル・ファンドについては、お客様から返還のご請求を受けたときは、翌営業日以降を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。
- (4) 前各号における換金価額は受渡日の前日の基準価額とします。
- (5) 第1号及び第2号に係るダイワ MRF についての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、第125条に定める自動運用買付・換金取引に基づく取扱いを解除する場合を除き、換金代金とともににはお支払いしません。
- (6) 第3号に係るダイワ MMF 、中期国債ファンド、フリー・ファイナンシャル・ファンドについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、換金代金とともににお支払いします。

4 クローズド期間のある累投口についての当該クローズド期間中の第1項及び第2項の取扱いは、次の各号の事由に該当する場合に限ります。

- (1) お客様が死亡したとき。
- (2) お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
- (3) お客様が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
- (5) その他前各号に準ずる事由があるものとして、当社が認めるとき。

5 第1項及び第2項の返還請求時に、第106条第1項に規定する乗換えによる払込みの場合、当該返還金については、お客様にお支払いすることなくご指定の累投口への払込金に充当します。

6 当社はお客様からの買付けの中止を受付けた場合には、当該お申出のときにおける累投口の残金を第2項に準じて返還します。

第112条 キャッシング（即日引出）

1 お客様は、前条第3項第1号から第3号までに定める営業日の正午を過ぎて受入れたダイワ MRF の返還請求、又はダイワ MMF の返還請求、中期国債ファンドの返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行なう当日に受取りを希望する場合には、次の各号（以下「キャッシング」といいます。）によります。なお、ダイワ MMF 及び中期国債ファンドの返還にあたっては、キャッシングの利用申込書の提出を必要とします。ただし、タチバナストックハウスでは、キャッシングのお取扱いをいたしません。

- (1) キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワ MRF 、ダイワ MMF 、中期国債ファンドの残高と申込日の前日までの果実に基づき計算した返還可能請求額又は各々500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワ MRF 、ダイワ MMF 、中期国債ファンドを担保に、金銭を貸出することができます。ただし、お客様の取引状況により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

（ダイワ MRF ）

返還可能金額＝解約口数×基準価額

（ダイワ MMF 及び中期国債ファンド）

返還可能金額＝解約口数×基準価額+{(A):解約される受益証券に係るキャッシングの申込みがあった日の前日までの分配金}－源泉税相当額{(A)×(所得税率+地方税率)}

- (2) 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応するダイワ MRF 、ダイワ MMF 、中期国債ファンドについて、当該貸出しの担保としてその受益証券に質権を設定すると同時に、前条第3項第1号から第3号までに定める営業日の正午を過ぎて受入れたダイワ MRF の返還請求、営業日の正午を過ぎて受入れたダイワ MMF の返還請求、又は中期国債ファンドの返還請求に基づく換金手続きを行います。

- (3) 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高金額の返済に充てます。当該金銭とは別に、第1号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出利息として当社がもらい受けます。ただし、ダイワ MRF についての当該貸出利息は当該受渡日の属する月の最終営業日に当社がもらい受けます。

（ダイワ MRF ）

A=(a:解約口数×キャッシング請求日の翌営業日前日までの分配金単価合計(円未満四捨五入))-a
×所得税率(円未満切捨)-b×地方税率(円未満切捨)

B=(b:解約口数×キャッシング請求日の前日までの分配金単価合計率(円未満四捨五入))-b×所得税率(円未満切捨)-b×地方税率(円未満切) 貸出利息=A-B

（ダイワ MMF 及び中期国債ファンド）

貸出利息=第2号の換金手続きに基づく金銭-第1号のキャッシングの貸出しによる金銭

なお、当該貸出利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。

- (4) 当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2号の換金手続きに基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。

2 前項の申込みは、当社所定の手続きによってこれを行うものとします。

第113条 累投口の解約

- 1 累投口は、次の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものといたします。
 - (1) 第 134 条に該当したとき。
 - (2) 払込金が引続き 1 カ年を超えて払込まれなかつたとき。ただし、前回買付けの日から 1 カ年以内に保管中の有価証券の果実又は償還金によって指定された有価証券の買付けができる場合は、この限りではありません。
 - (3) 当社が累積投資業務を営むことができなくなつたとき。
 - (4) 投資信託受益証券が償還されるとき。
- 2 当社は、引続き 3 カ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。ただし、前項第 2 号のただし書に係る契約については、この限りではありません。
- 3 この契約が解約されたときには、当社は、遅滞なく保管中の有価証券及び累投口の残金を返還します。
- 4 この解約の手続きは、第 108 条第 2 項及び第 3 項に準じて行います。

第 114 条 その他

- 1 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によつても対価をお支払いしません。
- 2 お客様が、累積投資の利用を開始される際、すでに当社で利用されている各累投口の累積投資約款に基づく取引及び取扱いは、継続して本章に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。

第 6 章 国内外貨建債券取引

第 115 条 本章の趣旨

- 1 本章は、お客様と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含む。）をいう。以下同じ。）の取引に関する取決めです。
- 2 お客様が当社に寄託する国内外貨建債券の保護預りに関する権利義務関係は、本章の定めがある場合を除き、第 2 章に定めるところによるものとします。

第 116 条 取引の申込み

お客様は、本章を承認し、第 1 章に定める方法により、当社との間に国内外貨建債券取引に関する契約（以下本章において「この契約」といいます。）を締結します。

第 117 条 受渡期日

受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して 4 営業日目とします。

第 118 条 国内外貨建債券に関する権利の処理

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下本章において同じ。）は、当社が代わって受領し、お客様へ支払います。ただし、保護預り契約に基づいて当社に寄託している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- (2) 国内外貨建債券に関し新株予約権（新株引受権証書又は新株予約権証券が発行される場合を除きます。）が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- (3) 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によりお客様が指示しない場合は、別途当社が交付した外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- (4) 国内外貨建債券に関し、第 1 号及び第 2 号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。
- (5) 債権者集会における議決権の行使又は異議の申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様の指示のない場合は、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

第 119 条 諸料金等

お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第 120 条 外貨の受払い・金銭の授受等

- 1 国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。
- 2 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で受領又は支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申出るものとします。
- 3 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 118 条第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第 121 条 諸報告書等

当社は国内外貨建債券の取引に係る当社がお客様へ交付する諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取扱うことができるものとします。

第 7 章 証券総合口座サービスの利用

第 122 条 本章の趣旨

本章は、お客様（個人のお客様に限ります。以下本章において同じ。）が当社との間で行う証券総合口座サービスの取扱いに関する取決めです。

第 123 条 証券総合口座サービスの申込み

お客様は、本章の内容を承認し、第 1 章に定める方法により、当社との間に証券総合口座サービスに関する契約（以下本章において「この契約」といいます。）を締結します。また、お客様は、当社が「第 5 章累積投資取引」に定める「ダイワ MRF 累積投資」の契約の申込みを同時にに行っていただきます。

第 124 条 金融商品投資情報の利用

- 1 お客様は当社が提供する金融商品投資情報を当社が別途定める利用方法に従って利用するものとします。
- 2 お客様は当該金融商品投資情報をお客様自身の金融商品投資に利用するものとし、その目的の如何にかかわらず第三者への提供は行わないものとし、金融商品投資の判断はお客様自身の判断によるものとします。

第 125 条 自動運用買付・換金取引の利用

1 取得

有価証券、その他当社において取扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金等のうち、当社において支払われるものについて、そのお支払いがあったときには本章に基づきダイワ MRF の取得の申込みがあったものとし、申込みに基づき取得を行います。

また、お客様が、有価証券等の買付代金等のお支払いの為に入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が 2 営業日以上あるときは、当該入金額をもって本章に基づきダイワ MRF の取得の申込みがあったものとし、当該入金額に基づき取得を行います。

2 換金

当社は、お客様の有価証券等の買付代金等の不足が生じる場合、もしくは、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合には、その不足分もしくは差額分の指定受益証券の換金の申込みがあったものとし、換金します。

第 8 章 振込先指定方式の利用

第 126 条 本章の趣旨

- 1 本章は、お客様が当社との間で行う振込先指定方式の取扱いに関する取決めです。
- 2 振込先指定方式とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」という。）をお客様のあらかじめ指定する預貯金口座（以下「指定預貯金口座」という。）に振込む方式をいいます。

第 127 条 振込先指定方式の申込み

お客様は、本章の内容を承認し、第 1 章に定める方法により、当社との間に振込先指定方式に関する契約（以下本章において「この契約」といいます。）を締結します。また、お客様は、この契約の申込みにあたり、指定預貯金口座を指定するものとします。

第 128 条 指定預貯金口座の取扱い

- 1 指定預貯金口座の名義は、当社の口座名義と同一としてください。
- 2 すでに当社に振込先の預貯金口座をお届けになっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。
- 3 前項の定めにかかわらず、利金・収益分配金（以下本章において「利金等」という。）について「利金・分配金の送金申込書」等で振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは利金等に限り従前の指定による口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。

第 129 条 指定預貯金口座の確認

- 1 当社は第 127 条により預貯金口座の指定があったときは、速やかに「指定預貯金口座ご確認のお願い」（以下「確認依頼書面」という。）を送付しますので、記載内容を十分ご確認ください。万一、記載内容に相違があるときは、速やかに当社にお申出ください。ただし、第 1 章に定める方法により、お客様が新たに当社に各種取引のための口座を開設された際には、その申込書の写し等をもって確認依頼書面とさせていただく場合があります。
- 2 前項の確認依頼書面を当社が送付後 1 週間は、振込請求を受けましても指定預貯金口座への金銭の振込みはできないことがあります。

第 130 条 指定預貯金口座の変更

- 1 指定預貯金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によってお届けいただきます。
- 2 変更申込み受付後の取扱いは第 128 条、第 129 条に準じて行うものといたします。

第 131 条 金銭の受渡精算方法の指示

- 1 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本章に基づく振込みをするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、電話等でご指示いただきます。なお、このご指示を受けたとき当社はお客様ご自身からのご指示であることを確認することができます。
- 2 利金等についてはあらかじめ振込みのご指示のある場合には前項のご指示をいたすことなく指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことを希望される場合には、その預貯金口座を当社所定の用紙によってお届けいただきます。
- 3 当社が預り証を発行している場合には、当該預り証を回収させていただいた後に振込手続を行います。

第 132 条 手続料

振込みに係る手続料は当社所定の額をお客様にご負担いただくことがあります。

第 9 章 雜則

第 133 条 営業日

この約款における営業日とは、原則として国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。

第 134 条 契約の解除

この約款に記載の各契約は、次の場合に解約されます。

- (1) お客様が当社に対し各契約の解約の申出をされたとき。
- (2) お客様が各契約の条項の一に違反し、当社が当該契約の解除を通告したとき。
- (3) 第 140 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されないとき。
- (4) 当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断する事由（お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損したとき、当社の業務を妨害したときを含みます）により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
- (5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- (6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認め

て、解約を申し出たとき

(7) お客様が口座申込時にした確約に関する虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(8) 当社が別途定める一定の基準を満たしたとき

(9) その他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。

第 135 条 解約時の取扱い

1 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によつて換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第 136 条 公示催告等の調査等の免除

当社は、お預りしている有価証券に係る公示催告の申立て、除権判決の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はいたしません。

第 137 条 届出事項の変更

1 お届出の印鑑、住所、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、お客様は当社所定の手続きに従つて遅滞なくお取引部店にお届出いただきます。

2 前項のお届出があったとき、当社はお客様から、必要と認められる戸籍抄本、住民票等の書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただきます。

3 お届けの印鑑を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑登録証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の書面に必要事項を記載し、「印鑑登録証明書」の印鑑を押印してご提出ください。

4 お客様が本邦非居住者となる場合には、あらかじめお届出いただくものとします。

5 前各項のお届出があった場合には、当社は相当の手続きを完了した後でなければ、振替投信の振替又は抹消、お預りした有価証券又は金銭の返還並びに契約の解除のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

6 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

7 お客様が口座開設後に上場会社等の役職員等（以下「内部者」という）に該当することになった場合、または既にご登録頂いている内部者登録の内容が変更になった場合、および内部者に該当されなくなった場合は、遅滞なくお取引部店にお届出いただきます。

8 当社において、届出事項に変更が有ることが判明した場合、お取引やご出金に制限をかけることがあります。

第 138 条 免責事項

当社は、次に掲げるお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

(1) 第 137 条第1項による届出の前に生じた損害

(2) 所定の証書等に押印された印影（署名鑑）とお届出印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害

(3) 当社が第145条により金銭を指定預貯金口座へ振込んだ後に発生した損害

(4) 当社所定の手続きによる返還のお申出がなかったため、又は、印影がお届出印と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害

(5) 当社が所定の期日までに名義書換等の手続きを要する旨の通知をしたにもかかわらず、お客様からご依頼がなかったことにより生じた損害

(6) お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害

(7) 天災地変等不可抗力と認められる事由により、この約款に基づく取引注文の執行、又は保護預り証券もしくは金銭の返還の手続等が遅延、又は不能となったことにより生じた損害

(8) 電信又は郵便の誤謬、遅滞又はシステム、回線、機器の障害等当社の責に帰すことができない事由により生じた損害

(9) 第 101 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 139 条 合意管轄

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 140 条 この約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、変更されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

附 則

以前から当社との間で各種取引に係る関連契約（「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」、「証券総合口座サービス取扱規定」、「月次報告書方式取扱規定」、「タチバナストックハウス取扱規定」、「国内外貨建債券取引約款」、及び各累積投資約款に基づく総合取引口座、保護預り口座、外国証券取引口座の設定、証券総合口座サービス、並びに月次報告書方式に関する契約等）を締結されているお客様につきましては、この約款が適用されるものといたします。

平成28年5月

以 上

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第 1 条 約款の趣旨

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託

等」といいます。)について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 特定口座開設届出書等の提出

- 1 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。
- 2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があつたものとみなします。
- 3 申込者が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条 特定保管勘定における保管の委託等

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条 所得金額等の計算

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。

第5条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲

当社は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。

- (1) 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- (2) 当社以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定口座保管内上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- (3) 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得した上場株式等
- (4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
- (5) 申込者が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- (6) 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (7) 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (8) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (9) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (10) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (11) 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の14第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (12) 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (13) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式

の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(14) 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

第6条 謙渡の方法

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の謙渡については、当社への売委託による方法、当社に対する方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条 特定口座内保管上場株式等の移管

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第9条 相続又は遺贈による特定口座への受入れ

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）⑤に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

第10条 年間取引報告書等の送付

- 1 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、申込者に交付いたします。
- 2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。
- 3 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出いたします。

第11条 地方税に関する事項

当社は、お客様から第2条第2項の特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法の定めに従って、源泉徴収を行います。また、申込者からの変更の依頼がない限り、毎年、当該提出があったものとみなします。

第12条 契約の解除

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (3) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき

第13条 特定口座を通じた取引

申込者が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第14条 特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付

特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第15条 合意管轄

申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第16条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

平成28年1月

以上

特定口座に係る上場株式等信用取引約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、お客様（以下「申込者」という。）が租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する特定口座において処理した金融商品取引法第161条の2第1項の規定による信用取引（以下、「信用取引」といいます。）による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限る。）について、同条第3項第3号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 特定口座開設届出書等の提出

- 1 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

- 2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ当社

に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があつたものとみなします。

- 3 申込者が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条 特定信用取引勘定における処理

信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下同じです。）において行います。

第4条 所得金額等の計算

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。

第5条 年間取引報告書等の送付

- 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、申込者に交付いたします。
- 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。
- 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出いたします。

第6条 地方税に関する事項

当社は、お客様から第2条第2項の特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法の定めに従って、源泉徴収を行います。また、申込者からの変更の依頼がない限り、毎年、当該提出があつたものとみなします。

第7条 契約の解除

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- 申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき

第8条 特定口座を通じた信用取引

申込者が当社との間で行う上場株式等の信用取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第9条 合意管轄

申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第10条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

平成28年1月

以上

特定管理口座約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 特定管理口座の開設

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むにあたっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

第3条 特定管理口座における保管の委託等

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

第4条 譲渡の方法

- 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。
- 前項の規定にかかわらず、お客様が当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

第5条 特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社はお客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条 特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条 契約の解除

1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合
- (2) お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- (3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (4) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (5) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第8条 合意管轄

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

平成28年1月

以上

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

- 1 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。
 - (1) 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (2) 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (3) 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (4) 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

- 1 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。
- 2 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条 特定上場株式配当等勘定における処理

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条 所得金額等の計算

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基

づき行われます。

第6条 契約の解除

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- (2) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (3) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき

第7条 合意管轄

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第8条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

平成28年1月

以上

外国証券取引口座約款

第1章 総則

第1条 約款の趣旨

- 1 この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行ふものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条 外国証券取引口座による処理

申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

第3条 遵守すべき事項

申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」という。）の諸法令及び慣行等に關し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の国内委託取引

第4条 外国証券の混蔵寄託等

- 1 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。
- 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。
- 3 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。
- 4 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第4条の2 寄託証券に係る共有権等

- 1 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取

得します。

- 2 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

第5条 寄託証券等の我が国以外の金融商品取引市場での売却又は交付等

- 1 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品取引市場において売却する場合又は寄託証券等の交付等を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付等します。
- 2 申込者は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第6条 上場廃止の場合の措置

- 1 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。
- 2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

第7条 配当等の処理

- 1 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付及び外国投資証券の利益の分配を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資証券にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。
- (2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国受益証券発行信託の受益証券等、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。
- a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
- 決済会社が寄託証券等について株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国受益証券発行信託の受益証券等及び外国投資証券にあっては1口、外国株預託証券にあっては1証券。以下において同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し、申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資証券にあっては投資口事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
- b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
- 申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払います。
- (3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払います。
- (4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。
- 2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。
- 3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。
- 4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収された場合には、当該費用は申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- 6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社が行います。
- 7 第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、決済会社は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。
- #### 第8条 新株予約権等その他の権利の処理
- 寄託証券等に係る新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式（外国投資信託の受益権、外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。）の割当てを受ける権利（外国投資信託の受益権、外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を引き受けける権利を含む。）をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。
- (1) 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

- a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
申込者が所定の時限までに新株式（外国投資信託の受益権、外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却处分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
 - b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- (2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国受益証券発行信託の受益証券等、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の株式については、決済会社がこれを売却处分します。
- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し、申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却处分します。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。
- (6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

第9条 払込代金等の未払い時の措置

申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第10条 議決権の行使

- 1 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券に係る投資主総会を含む。以下同じ。）における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行いません。
- 2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行っている場合においては、決済会社は議決権の行使に関する取扱いについて別に定めるものとします。

第10条の2 外国株預託証券に係る議決権の行使

- 1 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行いません。
- 2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行っている場合においては、決済会社は議決権の行使に関する取扱いについて別に定めるものとします。

第11条 株主総会の書類等の送付等

- 1 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券にあっては投資主、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所

あてに送付します。

- 2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第12条 売買注文の執行地及び執行方法の指示

申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

第13条 注文の執行及び処理

申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることができます。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

第14条 受渡日等

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

第15条 外国証券の保管、権利及び名義

当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) 申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5) 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- (6) 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

第16条 選別基準に適合しなくなった場合の処理

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

第17条 外国証券に関する権利の処理

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の

うえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

(6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(7) 第1号に定める果実に対し、我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

第18条 諸通知

1 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に通知を行います。

(1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

(2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知

(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資信託証券に係る決済に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

第19条 発行会社からの諸通知等

1 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

2 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものとし、その都度申込者が当社に支払うものとします。

第20条 諸料金等

1 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

(1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。

(2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。

2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

第21条 外貨の受扱い等

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第22条 金銭の授受

1 本章に規定する外国証券の取引等に関する行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4章 雜 則

第23条 取引残高報告書の交付

1 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

3 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することができます。

第24条 共通番号の届出

申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

第24条の2 届出事項

申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により届け出ています。

第25条 届出事項の変更届出

申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により届け出いただきます。

第26条 届け出がない場合等の免責

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第27条 通知の効力

申込者あてに、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

第28条 口座管理料

申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

第29条 契約の解除等

- 1 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したときこの契約は解除されます。
- 2 前項の場合において、本口座に外国証券の残高があるときの処理については、当社は、申込者の指示に従います。
- 3 第1項第1号及び第2号の場合において、前項の指示をした場合は、申込者は、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第30条 免責事項

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条 準拠法及び合意管轄

- 1 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。
- 2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第32条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに意義の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

第33条 個人データの第三者提供に関する同意

申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者。
- (2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者。
- (3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関。
- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダーリング、証券取引に係る犯則事件又は金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合
当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関。

平成28年1月

以上

受益証券発行信託の受益証券にかかる保護預り約款

第1条 この約款の趣旨

この約款は、当社とお客様との間の受益証券発行信託の受益証券（以下「信託受益証券」といいます。）にかかる保護預りに関して、別に定める保護預り約款のほか、権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条 保護預り証券

- 1 当社は、信託受益証券について、この約款及び別に定める保護預り約款、社債、株式等の振替に関する法律第9条第1項ただし書及び一般振替機関の監督に関する命令第6条第2項第3号の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が主務大臣の承認を受けた兼業業務に関する規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。
- 2 この約款に従ってお預りした信託受益証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条 保護預り証券の保管方法及び保管場所

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って、次のとおりお預りいたします。

- (1) 機構が行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度にかかる保護預り証券については、特にお申し出のない限り機関で混載して保管します。
- (2) 前号による保護預り証券については、機関からの委託に基づき、信託受益証券の発行者において混載して保管します。

第4条 混載保管等に関する同意事項

- 1 前条の規定により混載して保管する信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
 - (1) お預りした信託受益証券と同銘柄の信託受益証券に対し、その信託受益証券の数に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
 - (2) 新たに信託受益証券をお預りするとき又はお預りしている信託受益証券を返還するときは、その信託受益証券のお預り又はご返還については、同銘柄の信託受益証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。
- 2 前項のほか次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
 - (1) 当社は、お客様が信託受益証券についての権利を有するものに限り信託受益証券振替口座簿に記載又は記録いたします。
 - (2) 当社は、機構の定める一定の日には信託受益証券の預託を受けないこと。
- 3 信託受益証券が金融商品取引所において上場廃止となった場合は、信託契約に基づいて信託財産等が返還されることがあること。

第5条 信託受益証券加入者に係る加入者情報の取扱いに関する同意等

- 1 当社は、原則として、信託受益証券振替口座簿に当該信託受益証券が記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機関が定める事項。）について、機関の定めるところにより取り扱い、機関に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- 2 当社は、原則として、機関から当社に対しお客様の氏名若しくは名称の変更があった旨又は住所の変更があった旨の通知があった場合には、当社が管理する信託受益証券振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- 3 当社が第1項に基づき機関に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機関を通じて、お客様が他の信託受益証券口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の信託受益証券口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- 4 お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第6条 受益者の通知等にかかる処理

- 信託受益証券をお預りした場合には、信託受益証券の発行者（信託受益証券の受益権原簿管理人を含む。以下本条において同じ。）に対するお客様の権利は、信託契約及び機関の定める方法により、次のとおり取り扱います。
- (1) 当社は、信託受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等までに、お客様のお申出による住所、氏名及び数その他機関が定める事項を書面により信託受益証券の発行者に提出します。
 - (2) 当社は、信託受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等における受益者の住所、氏名及び数その他機関が定める事項を機関に報告するとともに、機関はこれを受益者として信託受益証券の発行者に通知します。
 - (3) 第1号のお申出による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法によりお申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を信託受益証券の発行者に提出します。
 - (4) 当社は、お客様から特にお申出のない限り、機関の定める一定の日における預託信託受益証券にかかるお客様のお申出による住所、氏名及び数その他機関が定める事項を機関を経由して信託受益証券の発行者に通知することができます。
 - (5) お客様が機関への預託信託受益証券を当社から他の信託受益証券口座管理機関へ又は他の信託受益証券口座管理機関から当社へ預け替えをした場合は、信託受益証券の発行者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。

第7条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出

当社は、お客様が、信託受益証券の発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第8条 信託受益証券の交付申請

お客様は、その信託受益証券振替口座簿に記載又は記録がされた信託受益証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により交付又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該信託受益証券の発行者の交付申請に係る審査後、交付が認められた場合には、当社に対し、交付の申請をすることができます。ただし、機関の定める交付の制限日を交付日（交付をする日をいう。）とする交付の請求をすることはできません。

第9条 信託受益証券の振替の申請

お客様は、その信託受益証券振替口座簿に記載又は記録がされた信託受益証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により交付、振替又はその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機関が定めるもの
- (3) 機関の定める振替制限日を振替日とするもの

第10条 信託受益証券の転換請求

お客様は、信託受益証券の発行者が定める転換請求制限日（転換の請求することができない日をいう。）以外の期間については、当該信託受益証券に係る信託財産と信託受益証券との転換の請求をすることができます。ただし、当該信託受益証券に係る受益証券発行信託契約に別段の定めがある場合には、その定めによります。

第11条 担保等の取扱い

お客様は、信託受益証券振替口座簿の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた信託受益証券について、当社に対し特別受益者の申出をすることができます。

第12条 信託の受託者である場合の取扱い

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、信託受益証券振替口座簿に記載又は記録がされている信託受益証券について、当社に対し信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求できます。

第13条 担保の届出の取次ぎの請求

お客様は、当社に対し機関に対する担保信託受益証券の届出の取次ぎの請求をすることができます。

第14条 分配金に関する取扱い

- 1 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいま

す。)への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、当社に対し発行者に対する分配金を受領する預金口座等の指定(以下「分配金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録分配金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の分配金を受領する方法(以下「登録分配金受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する信託受益証券振替口座簿に記載又は記録された信託受益証券に係る受益権の数(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して分配金の支払いを行うことにより、お客様が分配金を受領する方式(以下「受益権数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対しその旨を示して前項の分配金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客様が前項の受益権数比例配分方式の利用を内容とする分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 信託受益証券振替口座簿に記載又は記録がされた信託受益証券に係る受益権の数に係る分配金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2) お客様が口座の開設を受けた他の信託受益証券口座管理機関がある場合には、当該他の信託受益証券口座管理機関に開設された信託受益証券振替口座簿に記載又は記録された信託受益証券に係る受益権の数に係る分配金の受領を当該他の信託受益証券口座管理機関又は当該他の信託受益証券口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の信託受益証券口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(3) 当社は、前号により委託を受けた他の信託受益証券口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の信託受益証券口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

(4) お客様に代理して分配金を受領する信託受益証券口座管理機関の商号又は名称、当該信託受益証券口座管理機関が分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの分配金の受領割合等については、発行者による分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5) 発行者が、お客様の受領すべき分配金を機構が前号により発行者に通知した信託受益証券口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該信託受益証券口座管理機関の信託受益証券加入者に対する分配金の支払債務が消滅すること。

(6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、受益権数比例配分方式を利用することはできること。

イ 機構に対して受益権数比例配分方式に基づく信託受益証券加入者の分配金の受領をしない旨の届出をした信託受益証券口座管理機関の信託受益証券加入者

ロ 信託受益証券機構加入者

4 登録分配金受領口座方式又は受益権数比例配分方式を現に利用しているお客様は、分配金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第15条 個人情報の取扱い

お客様は、個人データ(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第75号)第2条第4項に規定する個人データであって、当該信託受益証券加入者の住所、氏名、所有する信託受益証券に係る受益権の数その他必要な範囲のものをいう。)が、総受益者通知において発行者に対して提供されることについて、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第16条 諸通知

1 当社は、お客様が信託受益証券間接口座管理機関である場合には、機構から通知された事項を連絡いたします。

2 当社は、自己又はその上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受ける場合には、お客様に対し、その旨並びにお客様が権利を有する信託受益証券についての記載又は記録がされている顧客口を開設する直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)を通知します。

第17条 信託財産への転換請求の取次ぎ等

1 当社は、ご依頼があるときは、信託受益証券について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域(以下「国等」といいます。)の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款の規定により管理することがあります。

2 当社は、ご依頼があるときは、信託受益証券の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該信託受益証券への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。

第18条 解 約

1 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当した場合

2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに信託受益証券を他の信託受益証券口座管理機関に開設した信託受益証券振替口座簿へお振替えいただくか、他の信託受益証券口座管理機関に開設した信託受益証券振替口座簿を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

(1) 信託受益証券振替口座簿に信託受益証券についての記載又は記録がされている場合

(2) 融資等の契約に基づき、お客様が他の信託受益証券加入者による特別受益者の申出における特別受益者であるとき

(3) お客様からの解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整受益権数に係る信託受益証券について信託受益証券振替口座簿に増加の記載又は記録がされる場合

第19条 解約時の取扱い

1 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第20条 信託受益証券の信託財産の配当等の処理

信託受益証券の信託財産に係る配当又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めると

ころにより処理することとします。

第21条 信託受益証券の信託財産に係る議決権の行使

信託受益証券の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該信託受益証券の発行者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第22条 信託受益証券に係る議決権の行使等

信託受益証券に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第23条 株主総会の書類等の送付等

信託受益証券の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び信託受益証券に係る信託決算の報告書の送付等は、当該信託受益証券の発行者が信託契約に定める方法により行います。

第24条 信託受益証券の返還

機構に保管されている信託受益証券については、信託契約に定める事由以外には信託受益証券の返還のご請求に応じられないこととなっております。また、信託契約に定める事由であっても、機構の定める規則により、権利確定日等の一定の日には信託受益証券の返還のご請求に応じられないことがあります。

第25条 特例受益権の振替制度への移行手続き等に関する同意

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61条の規定による「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）の一部改正の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している信託受益証券のうち、特例受益権（既発行の受益証券発行信託の受益権について振替法の適用を受けることとする旨の信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代って行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替法附則第45条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機関への申請
- (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（振替法に基づく振替制度へ移行するためには、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- (3) 移行前の一定期間、証券の引出し、預託又は転換を行うことができないこと
- (4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (5) 振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第26条 この約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

平成25年6月

以上

累積投資受益証券自動換金・買付取扱規定

第1条 規定の趣旨

- 1 この規定は、お客様（以下「申込者」といいます。）が当社に設定申込された累積投資受益証券（以下「受益証券」といいます。）の自動換金の取扱ならびに立花証券総合取引約款の第8章証券総合口座サービスの利用に基づき申込者が当社に設定申込された累積投資受益証券（以下「指定受益証券」といいます。）の自動買付の取扱（以下「取扱」といいます。）に関する取決めです。
- 2 この規定に定めのない事項については、当社が別に定める立花証券総合取引約款の第5章累積投資取引、第8章証券総合口座サービスの利用によるものとします。

第2条 取扱の申込

- 1 申込者がこの取扱を希望されるときは、所定の申込書に下記事項を記載のうえ、記名、押印し、これを当社が定める取扱店に提出し、当社が承認した場合に限りこの取扱を開始できるものとします。
 - (1) 氏名
 - (2) 換金の対象となる受益証券（当社が定めるものに限ります。）
 - (3) 買付の対象となる指定受益証券（当社が定めるものに限ります。）
 - (4) 買付の対象となる指定受益証券の基準残高（以下「基準残高」といいます。）
 - (5) その他必要事項
- 2 前項の取扱については当社が別に定める、立花証券総合取引約款の第5章累積投資取引及び第8章証券総合口座サービスの利用に基づく、自動運用の申込みが必要となります。

第3条 自動換金・自動買付

- 1 当社は、指定受益証券の残高が、本規定により申込者が指定した基準残高を下回った場合には、当該基準残高から指定受益証券残高を差引いた額（以下「不足額」といいます。）について受益証券の換金の申込があつたものとして換金（以下「自動換金」といいます。）を行います。
- 2 自動換金の対象となる残高（以下「解約可能残高」といいます。）は、当社が定める範囲とします。
- 3 第1項において、解約可能残高が不足額に満たない場合には、解約可能残高全額の換金の申込みがあつたものとし、自動換金を行います。
- 4 前各項に定める換金に基づく金銭により、指定受益証券の買付の申込みがあつたものとして買付（以下「自動買付」といいます。）を行います。

第4条 取引及び残高の報告

当社は第3条の定めにより自動換金・自動買付を行った受益証券の取引及び残高の報告については、申込者に定期的に交付する取引残高報告書にて行うものとします。

第5条 受益証券の直接の換金と本取扱における自動換金との関係

- 1 申込者は、受益証券について本取扱の自動換金とは別に、当社に通常の換金の申込を行うことができます。
- 2 当該取引口座において同日に複数の換金を行う場合、そのいずれを優先するかは当社の任意とします。

第6条 取扱の解除

当社は、次の場合にはこの取扱を解除します。

- (1) 別に定める立花証券総合取引約款の第5章累積投資取引に基づく、取引口座が解約されたとき。
- (2) 申込者がこの取扱の解約を申出たとき。
- (3) 別に定める立花証券総合取引約款の第5章累積投資取引及び第7章証券総合口座サービスの利用に基づく、自動運用の契約が解除されたとき。
- (4) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき。

第7条 申込事項の変更

- 1 申込者は、住所、氏名、届出印等申込事項に変更があったときには、所定の用紙により遅滞なく当社に届出いただきます。
- 2 前項の届出があったときには、当社は申込者から住民票、印鑑証明書、その他必要と認める書類を提出していましたが、あります。

第8条 その他

- 1 当社はこの契約による取扱料をいただく場合があります。
- 2 当社は、以下の各号によって生じた損害についてはその責を負いません。
 - (1) 申込者の届出事項等の変更の申出が遅滞なく行われなかつたとき。
 - (2) 天災地変等、その他の不可抗力によりこの規定に基づく処理に遅延等が生じたとき。
- 3 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示その他やむを得ない事由が生じたときは、改訂されることがあります。
- 4 この規定は前項の他、当社が必要と認めた場合には変更する旨を通知し、当社所定の期間内に異議の申し立ての無かつた場合には改訂されたものとします。異議の申し立てがあつた場合には、申込者と当社は速やかに協議し、協議が整わなかつた場合には、この取扱を解除させていただく場合があります。

平成25年6月

以上

タチバナストックハウス取扱規定

第1章 総則

第1条 規定の趣旨

この規定は、お客様が立花証券株式会社（以下「当社」といいます。）のタチバナストックハウス及びカスタマーサービス課を利用して行う金融商品取引・情報サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取決めです。

第2条 本サービスの内容

- 1 お客様は、本サービスを利用して、当社が取扱う金融商品の売買取引の注文、買付（取得）の申し込み及び返還（解約）の請求（以下「売買注文」といいます。）を行うことができます。
- 2 お客様は、本サービスを利用して、情報サービスをご利用になることができます。ただし、情報の内容・利用条件等については別に定めるものとします。
- 3 本サービスの内容は、お客様が選択したサービス等により異なる場合があります。

第3条 本サービスの利用

- 1 お客様が次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本サービスのご利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）は成立し、お客様はこの規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。
 - (1) 当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名・押印のうえお申込みになり、当社がこれを承諾した場合
 - (2) 当社に保護預り口座を開設されている場合
 - (3) 当社に寄託する株券を証券保管振替機構に預託し、実質株主報告を行うことに同意した場合
 - (4) 本サービスを利用するのに必要な通信機器及びその他のシステム機器を保有されるか又はご利用可能であり、かつ、本サービスを利用するのに必要なネットワーク回線、通信回線及びその他の通信手段がご利用可能である場合
 - (5) 日本国内に居住されている個人の方及び、日本国内に本店を登記されている法人である場合
- 2 本サービスは、以下の場合にのみご利用になることができます。
 - (1) タチバナストックハウスをご利用の場合、ご利用時に使用される口座番号および暗証番号が、当社の発行した口座番号およびお客様が本サービスの利用申込み時にお届出いただいた暗証番号（またはお客様がご利用後任意に設定された暗証番号）とが一致した場合
 - (2) カスタマーサービス課をご利用の場合、お客様が本サービスの利用申込時にお届出いただいた生年月日等と、カスタマーサービス課ご利用時に申告される生年月日等が一致する場合
- 3 本サービスで提供可能なサービスは、使用する通信用の機器、ソフト等により異なる場合があります。また、ご利用になるインターネット閲覧ソフト又はOS（オペレーションシステム）等により、利用できるサービスが制約されることがあります。
- 4 お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

第4条 法令等の遵守

本サービスのご利用にあたっては、お客様及び当社は、関係法令諸規則、日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

第5条 自己責任の原則

お客様は、この規定の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスを利用するものとします。

第2章 売買注文

第6条 取引の種類

お客様が本サービスを利用して売買注文を行える金融商品及び取引の種類等は、当社が別途定めるものとします。

第7条 取扱銘柄

お客様が本サービスを利用して売買注文を行える銘柄は、当社が別途定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄等については、当社が定める銘柄を事前の通知なく変更することがあります。

また、当社が別途定める取次投資信託については取次先金融商品取引業者へ注文を取次ぎます。

第8条 数量および金額の範囲

1 お客様が本サービスを利用して当社に売付の注文を行える数量は、当社の諸規定、約款及び約諾書等に基づき、当社がお客様からお預りし、又は保管している数量の範囲内とします。

2 お客様が本サービスを利用して当社に買付又は新規建て又は決済注文を行える数量および金額は、当社が定める数量および金額の範囲内とし、この金額の計算は、当社の定める方法によって行います。

第9条 手数料

お客様が本サービスを利用して売買注文を行い約定した場合には、お客様は当社に対し、当社が定める方法により計算した手数料を手数料等に課される消費税等と合算のうえ、当社が別途定める方法によりお支払いいただくものとします。

第10条 有効期限

お客様が本サービスを利用して行う売買注文の有効期限は、当社が別途定める期限とします。

第11条 注文の受付

お客様が本サービスを利用して行う売買注文は、次に定める時点をもって注文の受けとします。

(1) タチバナストックハウスをご利用の場合は、注文内容入力後、お客様が確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点

(2) カスタマーサービス課をご利用の場合は、当社がお客様からの注文内容を復唱し、その内容に間違いがないことをお客様に確認した後、その注文を執行した時点

第12条 注文の取消・変更

お客様による本サービスを利用した売買注文の取消し及び変更は、未約定の売買注文に限り行えるものとします。

ただし、当社が定める商品・変更項目・時間内に限ります。

第13条 執行

1 お客様が本サービスを利用して行った売買注文は、執行日においてお客様による取引の注文内容を当社で確認した後、可及的速やかに執行します。

2 当社は、売買注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなくその執行をいたしません。なお、これにより生じたお客様の損害について、当社はその責を負わないものとします。

(1) 注文受付後、執行するまでにお客様のご注文の内容が、第6条から第8条までに定める事項のいずれかに反している場合

(2) お客様の口座に立替金がある場合

(3) 買付又は新規建て注文においては、注文を行おうとする金融商品取引に必要な委託保証金又は委託証拠金等、当社に預託すべき金額が不足する場合

(4) お客様の売買注文の内容が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社がまたは金融商品取引所等判断する場合

(5) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合

(6) その他当社が取引の健全性等に照らし不適当と判断する場合

3 次の場合、その注文内容がお客様の意図しないものであったとしても、お客様自らの意思に基づく注文があったとみなします。また、これにより生じたお客様の損害について、当社はその責を負わないものとします。

(1) タチバナストックハウスを利用して行う売買注文において、注文内容入力後お客様が確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信し注文を執行した場合

(2) カスタマーサービス課を利用して行う売買注文において、当社がお客様の注文内容を復唱し、その内容に間違いがないことをお客様に確認した後、その注文を執行した場合

第14条 注文の照会

本サービスを利用したお客様の売買注文の内容は、本サービスにより照会することができます。

第3章 情報サービスの利用

第15条 情報サービスの利用

1 当社は、本サービスにおいて当社が定める方法により、投資情報等の情報サービス（以下「本情報サービス」といいます。）を提供します。

本情報サービスは、本サービスをご利用になれるお客様に限りご利用になれるものとします。

2 本情報サービスで提供される情報の種類・内容等は、当社が定めるものとします。また、これらは、あらかじめ通知することなく変更又は中止することがあります。

3 本情報サービスは、その正確性・完全性を保証するものではなく、また、特定目的適合性の保証を含むあらゆる明示的又は黙示的な保証なく提供されるものです。

第16条 付加情報

当社は、本情報サービスにおいて、別途申込みをいただいたお客様に対し、特定の情報（以下「付加情報」といいます。）を提供することができます。この付加情報をご利用いただく場合の申込方法、利用料金、利用方法、その他については、別に定めるものとします。

第17条 禁止事項

1 お客様は、本サービスをお客様ご自身の金融商品投資のためのみに利用するものとし、以下の行為は行わないものとします。

(1) 本サービスの情報を営業に利用すること。

(2) 本サービスの情報を第三者に提供又は漏洩すること。

- (3) 本サービスの情報を第三者と共同して利用すること。
 - (4) 本サービスの情報を独自に加工すること。
 - (5) 本サービスの情報を複写又は加工したものを第三者に譲渡し、又は使用させること。
 - (6) 本サービスを利用するためのお客様の口座番号・暗証番号等の情報を第三者の利用に供すること。
 - (7) その他本サービスの情報をお客様ご自身の金融商品投資の用に供さない目的に利用すること。
- 2 お客様は、本サービスに関する著作権、商標権その他の知的財産権を含むあらゆる権利を侵害する行為を行わないものとします。
- 3 お客様の行為が前各項のいずれかに反すると当社が判断した場合、当社は、お客様に対する本サービスを中止します。なお、本サービスの中止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はお客様の負担とし、当社はお客様に対しその責を負わないものとします。

第4章 雜 則

第18条 免責事項

- 1 当社は、次に掲げる事項により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
 - (1) 本サービスの利用の受け付けに際し、お客様の暗証番号等をお客様ご自身が利用されたか否かにかかわらず、当社が当該暗証番号等とあらかじめ当社にお届け出しているものとの一致を確認して行った取引
 - (2) 通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピュータシステム（ソフト・ハード）等の障害もしくは瑕疵又は第三者による妨害、侵入、もしくは情報改変等によって生じた本サービスの伝達遅延、不能、誤動作又はその他一切の不具合
 - (3) 第13条により注文を執行したにもかかわらず、当該執行中における市場価格等の変動により生じた損害又は逸失利益
 - (4) 第13条第2項による注文の不執行
 - (5) 天災地変等不可抗力と認められる事由による、売買注文の執行、金銭の授受又は有価証券の預託手続等の遅延又は不能
 - (6) 本情報サービスの誤謬、欠缺、又はその他一切の不完全性
 - (7) 本情報サービス情報伝達の遅延又は不能
 - (8) お客様が本サービスにより売買注文の取消等を申し込んだにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され、取引が成立したため、売買注文の取消等が行えなかった場合
 - (9) 本サービスの利用に係る届出事項に変更があるにもかかわらず当社に届出を行わなかつた場合
 - (10) その他当社の責に帰すことができない事由
- 2 本サービスの利用に関し、第3条第1項第4号にて定める通信機器もしくはその他のシステム機器又は通信回線・ネットワーク回線もしくはその他の通信手段に、当社の故意又は重大なる過失によらない障害又は瑕疵が発生した場合、お客様が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務又は解決する義務を負わないものとします。
- 3 当社及び本サービスに関する情報の提供元は、お客様が本サービスをご利用になったことにより生じた、又はご利用にならなかつたことにより生じた直接的、間接的、付随的又はその他の損害のいずれについても一切の責任を負いません。

第19条 本契約の終了

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本契約は終了するものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの利用中止のお申出をされた場合
- (2) 当社が別途定める一定の基準を満たした場合
- (3) 次に掲げるいずれかの事由又はその他のやむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
 - ① 関係法令諸規則およびお客様と当社との間に定める取り決めに照らし、お客様による本サービスのご利用が不適切な場合
 - ② お客様から当社への届出事項等につき虚偽のお届出を行っていたことが判明した場合
 - ③ お客様が第3条第1項各号の利用要件を欠くに至った場合
 - ④ お客様がこの規定に違反した場合
- (4) 当社がお客様による本サービスのご利用の継続が望ましくないと判断した場合

第20条 本サービス利用の禁止

- 1 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を禁止、又は制限することがあります。
 - (1) お客様が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく本人確認、及び当社がお客様の同一性の確認に必要と認める場合に行う当社所定の本人確認手続きに応じていただけない場合。
 - (2) お客様の本サービスの利用が、通常の範囲を超えると当社が判断した場合。
 - (3) お客様が第17条または第19条のいずれかに該当すると当社が判断した場合。
 - (4) お客様が第25条の届出事項の変更に関する手続きを速やかに行わなかつた場合。
- 2 前項各号を事由とした本サービス利用の禁止、又は制限によりお客様に生じた損害については、その責を負わないものとします。

第21条 サービス内容の変更

- 1 当社は、お客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの提供内容を変更することができます。
- 2 当社は、前項にて定める本サービスの提供内容の変更により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

第22条 本サービスの停止

- 1 当社は、本サービスの緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部又は一部を停止することができます。
- 2 当社は、前項にて定める本サービスにおけるサービスの停止により生じたお客様の損害については、当社に故意又は重大なる過失のない限り、その責を負わないものとします。

第23条 利用内容の確認

本サービスの利用内容について、お客様と当社との間で認識の不一致が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録及び録音内容をもって処理させていただきます。

第24条 準拠法・合意管轄

この規定に関する準拠法は、日本国法とします。この規定に関し、お客様と当社との間で生ずるすべての訴訟および調停について、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所および東京簡易裁判所をもって専属的な第一審裁判所とします。

第25条 届出事項の変更

お客様は、本サービスの利用にかかる申込書等の記載事項、その届出事項に変更がある場合は、当社所定の書面にて、直ちに届出るものとします。申込書等の記載事項に関してこのお届出の前に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

第26条 他の規定・約款の適用

この規定に定めのない事項については、「立花証券総合取引約款」「外国証券取引口座約款」等により取扱います。

第27条 規定の変更

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要として認めた場合には、変更されることがあります。

平成28年5月

以上

書面等の電磁的方法による交付等（立花エクスプレス）に係る利用規定

第1条 規定の趣旨

この規定は、立花証券（以下「当社」といいます。）が、第3条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）の交付または同意の記録に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社等の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供または同意の記録を行う場合における方法等（以下「電子交付等」といいます。）を定めたものです。

第2条 電子交付等の適用範囲

電子交付等の適用範囲は、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社または当社が契約するデータセンターで運営される当社ホームページ上のお客様ページ（口座番号、ログインパスワード入力後のお客様専用ページをいいます。以下「お客様ページ」といいます。）にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに同意または確認に関する記載事項を記録し、お客様の閲覧に供し、同意または確認に関する事項を記録する方法により行います。

第3条 対象書面

電子交付等の対象書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、自主規制法人関係諸規則等（以下「関係法令諸規則等」といいます。）において電磁的方法によりお客様に対し電子交付等が認められている書面、ならびに当社とお客様の権利、義務に関する書類のうち、当社が以下に定めるものとします。

- (1) 取引報告書
- (2) 取引残高報告書
- (3) 取引決済報告書
- (4) 上場有価証券等書面
- (5) 契約締結前交付書面
- (6) 目論見書（目論見書補完書面）
- (7) 最良執行方針
- (8) 各種取引口座設定約諾書
- (9) 各種取引確認書
- (10) 各種取引口座約款
- (11) 各種取引口座説明書
- (12) 取引総合規定集
- (13) その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

第4条 電子交付の方式

- 1 電子交付等による対象書面の記載事項は、Portable Document Format（以下「PDF」といいます。）またはHyper Text Markup Language（HTML）の形式により提供します。
- 2 前項の形式による閲覧は、お客様の使用に係るコンピューターのOS、WEBブラウザ等が当社の推奨する環境に適合していることを前提とします。
- 3 前々項のPDF形式による対象書面を閲覧するには、Adobe Acrobat Reader等のPDFファイル閲覧用ソフトおよび当社が推奨するバージョン以上のインターネット閲覧ソフトを必要とします。

第5条 電子交付等の承諾

お客様は、総合取引口座開設時またはお客様ページで本規定の内容を承諾いただくものとします。なお、この同意は、原則として、対象書面すべてについて行うものとします。

第6条 お客様による電子交付等の終了

お客様が電子交付等を承諾されなくなった場合、本規定によるお客様と当社との取り決めは、終了したものとします。なお、この場合、既に電子交付等により提供した対象書面については、書面で交付することはいたしません。

第7条 当社都合による対象書面の書面による例外交付

お客様が電子交付等を承諾された後であっても、関係法令諸規則の変更、監督官庁の指示、または当社の都合により、対象書面を電子交付によらず書面により交付する場合があります。

第8条 お客様ページで確認できる事項

お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を確認できるほか、申込状況、交付履歴を確認できます。

第9条 電子交付等の記録日

電子交付等により対象書面をお客様ページに記録する日（以下「記録日」といいます。）は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の記録日は、当社ホームページ上に表示するところによります。

第10条 電子交付等の利用期間中の取扱い

当社は、電子交付等のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付は行いません。従って書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。

第11条 電子交付等の内容の変更

当社は、契約適用日、記録日など、電子交付等の内容について、電子交付等を承諾されたお客様のご利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上への掲載または電子メールにより通知し、お客様に変更内容を明示することにより、お客様の同意を得ることなく、電子交付等の内容を変更できるものとします。

第12条 免責

- 1 当社は、次に掲げる事項により生じたお客様の損害について、その責任を負わないものとします。
- 2 第7条の事由により交付時期の遅延等の不都合が生じた場合
- 3 通信回線、通信機器、コンピューター等のシステム機器の障害、瑕疵ならびに第三者による妨害、侵入、もしくは情報改変等によって生じた伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合

平成25年6月

以上

2016.05